

平成 24 年度定期監査(1)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(1)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項および第 10 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、小泉純二前監査委員および田代孝海前監査委員が本監査の執行に関与し、かしわざき強監査委員および山田哲丸監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 4 月 18 日から同年 5 月 8 日までの間において実日数 8 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 23 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続が適正に行われているか、所管課等が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかについて留意し監査を実施した。

(3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内

容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）および「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け練総総経第 1029 号別添）」が遵守されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア 〔企画部〕区立施設の委託化・民営化について

イ 〔総務部〕随意契約について

(4) 監査対象部課

ア 区長室

(ア) 広聴広報課

(イ) 秘書課

イ 企画部

(ア) 企画課

(イ) 経営改革担当課

(ウ) 財政課

ウ 危機管理室

(ア) 防災課

(イ) 震災対策担当課

(ウ) 安全・安心担当課

エ 総務部

(ア) 総務課

(イ) 国際・都市交流課

(ウ) 文書法務課

(エ) 情報公開課

(オ) 職員課

(カ) 人材育成課

(キ) 経理用地課

(ク) 人権・男女共同参画課

(ケ) 施設管理課

オ 会計管理室

カ 選挙管理委員会事務局

キ 監査事務局

2 監査の結果

適正に行われていた。

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

ア 区立施設委託化・民営化の取組について

区では、平成 16 年 3 月に「委託化・民営化方針」を定め、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、区が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、区が行っている事務事業の委託化または民営化を推進してきた。これを受け、平成 16 年度から 2 次にあたる「区立施設委託化・民営化実施計画」に基づき、平成 22 年度までに 236 施設（業務委託の拡大や、業務委託から指定管理者への移行などを含む。）を委託化してきたところである。

さらに、行政改革推進プラン（平成 23 年度～26 年度）においては、委託化（委託の拡大を含む。）・民営化実施施設数として 72 施設を掲げて取り組んでいる。

このような状況にあつて、質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供していくために、これらの施設が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、区が定期的に指導監督していくことが重要である。そのためには、サービス提供が仕様書等に沿って実施されているか、モニタリングシステムにより検証することが有効である。なお、既にモニタリングシステムが導入されている指定管理者については、所管課による事業報告書の確認が不十分で、施設運営に生かしきれていない事例が見受けられる。モニタリングシステムの有効活用の観点から、事業報告書等の精査についても取り組まれない。

また、「委託化・民営化方針」では、「区の事務事業の民間開放により、雇用創出等、地域の活性化をめざす」としていたが、委託化・民営化状況をみると、区内事業者の受託が少なく、この点の取組が弱いと見受けられる。地域経済の活性化の観点からも、区内事業者の受託能力を高めるための計画的な支援についても積極的に取り組むことを期待する。

（企画部、総務部）

イ 適正な課長契約事務の確保について

区においては、平成 20 年度および 21 年度監査での指摘を受け、課長契約における分割発注等の再発防止取組方針を定め、平成 22 年 1 月の総務部長通知により周知徹底を図ってきたところである。

定期監査においても、この取組方針に基づき、各部署において契約事務の適正な執行とチェック体制の強化が図られているか、重点的に監査を行ってきた。しかしながら、不当な分割発注や事案決定前発注が行われている事例が今なお見受けられており、万全とは言い難い状況にある。

また、本年 6 月には、工事および支出関係書類の不適正処理で当該職

員および当時の上司が懲戒処分を受けるなど、区民の信頼を損なう行為が発生した。

これらの不適正な事例をみると、契約実務研修や庶務担当課長会・係長会、あるいはグループウェアを通して適正な契約事務について指導や周知は行っているが、再発防止取組方針が徹底されていないと言わざるを得ない。

そこで、この取組方針が徹底されるよう、チェックシートを活用した確認を行うなどより実効性のある方策を検討されたい。また、課長契約事務におけるチェック体制の強化や職員へのコンプライアンス徹底についても改めて取り組まれたい。

さらに、簡易工事書を起案する場合、施設管理者からの工事依頼書を添付し、工事完了時には施設管理者からの工事完了確認書の提出を受けるなど、一連の事務手続きについても改善がなされることを期待する。

(総務部)